

経済産業省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
113	A	権限移譲	産業振興	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	農林水産省、経済産業省、国土交通省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市		
114	A	権限移譲	産業振興	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市	徳島県	
115	A	権限移譲	産業振興	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等のように府県域をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市	徳島県	
116	A	権限移譲	産業振興	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等により府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		
	区分	分野									団体名	支障事例	
117	A	権限移譲	消防・防災・安全	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令により府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県			
118	A	権限移譲	消防・防災・安全	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、差止命令により府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、堺市				
119	A	権限移譲	消防・防災・安全	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第58条の22・23の第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県			
120	A	権限移譲	消防・防災・安全	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限については、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合は、国に権限があるものの、一の府県域に限られる場合は、権限が府県に移譲されているものであり、国と地方が同じ業務を行っているものである。国に権限が残されているのは、府県域を跨ぐ場合は、広域的な判断が必要であるためと考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねているところである。府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲することにより、国と地方の二重行政の解消などの効果が見込めることから地方でできることは、地方(関西広域連合)に任せるべきである。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行政の解消及び事業者等の利便性の向上が図られる。	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	経済産業省	関西広域連合 (共同提案) 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県			
242	B	地方に対する規制緩和	産業振興	大規模小売店舗に係る変更に関する届出時の市町村への意見聴取手続の廃止	大規模小売店舗に係る変更に関する届出時の市町村への意見聴取手続の廃止	大規模小売店舗立地法第6条第1項に基づく届出時に、都道府県はその内容を公告等することになっており、都道府県が公告をしたときは、速やかに、その旨を市町村に通知し、当該公告の日から四月以内に、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない。 例えば、小売業者の住所や代表者が変更になった場合、そのことに対して住所を変えていただきたい、代表者を違う人にしてほしいという意見を出すことは考えられず、市町村が、6条1項の変更届出に対し、意見を述べる余地はまずないと考えられ、当該意見聴取に関しては形式的で実態として意味がないものとなっていることから、手続きを廃止し事務負担の軽減を図ることを求める。	意見聴取手続きを廃止することで、大規模小売店舗に関する事務の効率化を図ることができる。	大規模小売店舗立地法第8条	経済産業省	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	岩手県、盛岡市、福島県、栃木県、神奈川県、伊勢原市、高岡市、多治見市、静岡県、富士市、豊田市、豊田市、稲沢市、徳島市、新居浜市、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県		